岐阜県アウトドアツーリズムPR動画等撮影・制作業務
プロポーザル公募要領

令和８年６月１６日

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課

第１　募集の内容・・・

岐阜県アウトドアツーリズムPR動画等撮影・制作業務
公募要領

本県は、豊かな自然環境のもと、四季を通じて多様な自然アクティビティを楽しめる地域であるとともに、西日本最大級のスキー場や日本有数のキャンプ場に加え、関連用品店などの事業者も多く、国内でも屈指のアウトドアエリアです。

また、本県には、アウトドア上級者のみならず、特別な装備がなくても、温泉、ウォーキング、果物狩り等自然に触れ、「健康」や「癒し」につながる地域資源も多く、「観光」や「アウトドア」との親和性が高いものの、これら一つ一つが個別のPRに留まっているのが現状です。このため、関係事業者と連携した一体的なプロモーションを展開し、自然アウトドア、健康・癒しの魅力にあふれる県として全国的な認知度向上及び誘客促進を図ることとしています。

本業務では、本県の豊富な自然アウトドア資源をテーマ別に整理・可視化したショート動画を中心としたPRコンテンツを制作することで、今後、県の観光プロモーション等で幅広く岐阜県のアウトドアの魅力と多様性を発信し、国内旅行者の認知度向上及び実際の来訪・体験につながる誘客を促進します。

なお、本業務は、令和８年度に県が実施する「自然アウトドアを活かした観光ブランディング及びキャンペーン運営業務」における「ブランディング業務」と連携し実施するものです。

こうした「岐阜県アウトドアツーリズムPR動画等撮影・制作業務」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この公募要領は、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

第１　募集の内容

１　業務名

岐阜県アウトドアツーリズムPR動画等撮影・制作業務

２　業務内容

別添「仕様書」のとおり

３　契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

４　委託費の上限

７，８０４，５００円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第２　プロポーザルに係る事項

１　プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

単独法人等にあっては、以下（１）～（８）までのすべての要件を満たしているこ

とが必要です。

共同体にあっては、すべての構成員が（５）、（７）を除くすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は（５）の要件を満たすこととし、（７）の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことが必要です。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者であること。

（３）役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。

ア　破産者で復権を得ない者

イ　拘禁以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）による改正前の刑法の規定による禁錮以上の刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（４）次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 174 条第 1 項又は第 174 条の 2 第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法 199 条第 1 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

（５）評価会議の日において岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

（６）岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（７）法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

（８）宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

２　企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式１に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格Ａ４（一部Ａ３版資料折込使用可）とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

（１）事業の実施計画

別添仕様書「第４　業務内容」を参照し、以下の実施計画を提出すること。

ア　共通事項に関する企画提案

※岐阜県の自然アウトドアの魅力に関して、現状、他県の状況、訴求すべきターゲットを踏まえ、効果的な整理・可視化の提案を行うこと。

イ　PR 動画の制作に関する企画提案

・撮影スポット及びその数、テーマ別の構成案、コンセプト等
・撮影時期や撮影方法等の情報
・上記構成案に基づく動画の絵コンテ、カット割り等
・クリエイティブディレクターまたはアートディレクター等の情報、実績及び本事業における役割
・カメラマンの情報および同カメラマンによる過去の撮影画像等の情報
・動画編集者の情報及び同動画編集者による過去の動画作品等の情報

ウ　撮影画像、スポット、時期等に関する企画提案

・撮影スポット及びイベントの情報（実際に撮影を行うスポット数を含む）
・撮影時期や撮影方法等の情報
・クリエイティブディレクターまたはアートディレクター等の情報、実績及び本事業における役割
・カメラマンの情報および同カメラマンによる過去の撮影画像等の情報

（２）業務の実施体制

ア　事業実施全体計画・スケジュール
イ　本事業に類する事業の実施実績
ウ　事業の実施体制
エ　見積書（事業費の積算）

（３）ＳＤＧｓへの取組

３　応募の手続き等

（１）スケジュール

ア	公募要領等の公開・配布	令和８年６月１６日（火）～７月１０日（金）
イ	公募要領等に関する質問受付	令和８年６月１６日（火）～７月３日（金）
ウ	参加申込受付	令和８年６月１６日（火）～７月１０日（金）
エ	企画提案書受付	令和８年６月１６日（火）～７月１５日（水）正午
オ	評価会議	令和８年７月２１日（火）（予定）
カ	結果の公表	令和８年７月下旬（予定）

（２）公募要領等の配布

ア　配布期間　令和８年６月１６日（火）～　令和８年７月１０日（金）
午前８時３０分～午後５時（土日祝日を除く）

イ　配布場所　募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。
岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／ 入札・公売／公募型プロポーザル」（https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/）

※ 紙媒体での配布を希望する場合は、以下までお越しください。郵送での配布は行いません。
岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課誘客政策係
（〒500-8570　岐阜市薮田南２－１－１）

※ 県庁１階の総合受付で入庁手続きを行う必要があります。総合受付で訪問課（観光誘客推進課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。

（３）公募要領等に関する質問受付

ア　受付期間　令和８年６月１６日（火）～　令和８年７月３日（金）**午後５時まで**

イ　提出方法

質問は（別紙１）の様式により、電子メール又はＦＡＸにより提出してください。

＊提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。

＊電子メールの場合は、件名を「【質問】岐阜県アウトドアツーリズム PR 動画等撮影・制作業務委託」として送信してください。

ウ　提出先

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課誘客政策係

TEL　　058-272-1111（内線 3955）

FAX　　058-278-2603

E-mail　c11336@pref.gifu.lg.jp

エ　回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページにて公開します。

https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/

（４）参加申込受付

ア　受付期間　令和８年６月１６日（火）～令和８年７月１０日（金）**午後５時まで**

イ　提出書類

（ア）　参加申込書・・・・・・・・・・・・・別紙２

（イ）　共同体構成員届出書・・・・・・・・・別紙３（該当する場合のみ）

（ウ）　共同体協定書・・・・・・・・・・・・別紙４（該当する場合のみ）

（エ）　共同体委任状・・・・・・・・・・・・別紙５（該当する場合のみ）

ウ　提出方法

参加希望者は、参加申込書（別紙２）を、観光誘客推進課まで持参又は郵送により提出（期間内に必着）してください。なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前８時３０分から午後５時までとします。持参の場合は、県庁１階の総合受付で訪問課（観光誘客推進課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（５）企画提案書受付

ア　受付期間　令和８年６月１６日（火）～令和８年７月１５日（水）正午まで

イ　提出書類、提出部数

（ア）　企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式１

（イ）　見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式任意

（ウ）　法人等概要書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式２

ウ　提出部数

１１部（正本１部、副本１０部）

エ　提出方法

観光誘客推進課あてに持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前８時３０分から午後５時まで（**最終日は正午まで**）とします。県庁１階の総合受付で訪問課（観光誘客推進課）を伝え、来庁者カードの交付を受けて入庁してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

オ　その他

プロポーザル評価会議において、上記イの提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

（６）参加に際しての留意事項

ア　失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

（ア）評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
（イ）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
（ウ）最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
（エ）応募提案書類に虚偽の記載をした場合
（オ）公募要領に反すると認められる場合
（カ）評価の公平性に影響を与える行為があった場合
（キ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
（ク）委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合
（ケ）その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ　無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

ウ　著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

エ　複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

オ　提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

カ　返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

キ　費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

ク　その他

（ア）　プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

（イ）　参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

（ウ）　提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

（エ）　企画提案書の提出後に辞退をする場合は、**令和８年７月１５日（水）正午まで**に、辞退届（様式自由）を観光誘客推進課に持参、郵送又は電子メールにより申し出てください。

（７）見積書作成に当たっての注意事項

ア　提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとしてください。

イ　本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

ウ　パソコン、複合機（コピー／ＦＡＸ）等の購入に係る経費については、県の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

エ　人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

（８）関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県観光文化スポーツ部　観光誘客推進課　誘客政策係

〒500-8570　　岐阜市薮田南２－１－１

TEL　058-272-1111（内線 3955）

FAX　058-278-2603

E-mail　c11336@pref.gifu.lg.jp

（注意１）　上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAX 又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

（注意２）　メール送信の際は、件名に「岐阜県アウトドアツーリズム PR 動画等撮影・制作業務委託」と記したうえで送信してください。

第３　評価に関する事項

１　評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「岐阜県アウトドアツーリズム PR 動画等撮影・制作業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

２　評価会議

（１）開催日時・場所

日時：令和８年７月２１日（火）　予定

場所：岐阜県庁内会議室　予定

（岐阜市薮田南２－１－１）

（２）企画提案の所要時間（１提案者あたり、予定）

プレゼンテーション　　１５分間以内

評価会議構成員からの質疑　　約１０分間程度

（３）注意事項

ア　評価会議への出席は２名までとします。

イ　参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

ウ　指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

エ　評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。

オ　パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間中に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。

カ　参加者多数の場合、プレゼンテーション及び質疑の時間を変更とする場合があ

ります。

３　評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

４　最優秀提案者の決定

・上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の６割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
・同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。
・提案者が１者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を実施します。

５　選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容を岐阜県庁ホームページ上で公表します。

（１）最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点 ※提案金額を含む。
（２）全提案者の名称（申込順）
（３）全提案者の評価点（得点順） ※提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、提案者が２者の場合は公表しません。
（４）最優秀提案者の選定理由
（５）評価会議構成員の氏名
（６）その他、最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が２者の場合、（３）は公表しません。

また、契約締結後、県のホームページにおいて、契約者、契約日、契約金額等を公表します。

第４　契約についての留意事項

１　仕様書の協議

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約交渉の相手方と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

２　契約保証金

岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号）第 114 条第 2 項に掲げる要件に該当する場合は免除します。

３　電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認

最優秀提案者決定後、県より電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの意向確認を行います。なお、電子契約による契約の締結を希望する場合は、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出してください。

第５　業務の適正な実施に関する事項

１　関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

２　業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

３　個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成 11 年３月５日付　総第 398 号）に基づき、その取扱いに十分留意してください。あわせて仕様書別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

４　守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

５　情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策期準」及び仕様書別記３「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

第６　業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

１　受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の解除ができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

２　その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ

際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第７　その他

契約候補者が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」または「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第８　問い合わせ先

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課誘客政策係

〒500-8570　岐阜市薮田南２－１－１

TEL　058-272-1111（内線 3955）

FAX　058-278-2603

E-mail　c11336@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を120点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。なお、業務の実施計画及び実施体制等に関する評価点合計値の6割を最低基準とする。

（1） 業務の実施計画に関する評価

評価項目			評価基準点				
1	共通事項	岐阜県の自然アウトドアの魅力に関して、現状、他県の状況、訴求すべきターゲットを踏まえ、効果的な整理・可視化の提案がされているか。	非常に優秀（15）	優秀（12）	普通（10）	やや劣る（5）	劣る（0）
2	PR動画の制作に関する提案	自然アウトドア資源の魅力を発信し、誘客を図るために最適な映像となるようなテーマ、撮影スポット（選定した対象とその数）、構成案となっているか。	非常に優秀（15）	優秀（12）	普通（10）	やや劣る（5）	劣る（0）
		動画の撮影時期や撮影方法等は、各観光資源の持つ魅力を最大限に生かせる成果物（動画）が期待できるものとなっているか。	非常に優秀（5）	優秀（4）	普通（3）	やや劣る（1）	劣る（0）
		動画の絵コンテでは、臨場感・没入感とともに、自然のスケール感、体験の魅力が伝わる映像表現となっているか。	非常に優秀（10）	優秀（8）	普通（6）	やや劣る（3）	劣る（0）
		本事業と類似する事業経験があり、かつ岐阜県の情報に精通している者（クリエイティブディレクターまたはアートディレクターに相当する者）が適切に参加しているか。また、カメラマンは、経験豊富であらゆる被写体撮影に秀でており、視覚的な訴求力が高い成果物（動画）を撮影することが期待できる者が選定されているか。	非常に優秀（10）	優秀（8）	普通（6）	やや劣る（3）	劣る（0）
		編集担当者は、岐阜県の地域特性や魅力に精通し、動画編集に関する豊富な経験を有するとともに、企画意図を踏まえ、構成・色調・音響等の各要素において視覚的・聴覚的な訴求力が高い成果物を制作することが期待できる者が選定されているか。	非常に優秀（15）	優秀（12）	普通（10）	やや劣る（5）	劣る（0）
3	PR画像素材（写真）の撮影に関する提案	写真の撮影時期や撮影方法等は、各観光資源の持つ魅力を最大限に生かせる成果物（写真）が期待できるものとなっているか。	非常に優秀（5）	優秀（4）	普通（3）	やや劣る（1）	劣る（0）
		提案する撮影スポット（選定した対象とその数）は、岐阜県の魅力を最大限にPRでき、効果的な観光誘客が図れるものが選定されているか。	非常に優秀（10）	優秀（8）	普通（6）	やや劣る（3）	劣る（0）
		本事業と類似する事業経験があり、かつ岐阜県の情報に精通している者（クリエイティブディレクターまたはアートディレクターに相当する者）が適切に参加しているか。また、カメラマンは、経験豊富であらゆる被写体撮影に秀でており、視覚的な訴求力が高い成果物（写真）を撮影することが期待できる者が選定されているか。	非常に優秀（10）	優秀（8）	普通（6）	やや劣る（3）	劣る（0）
小　計			95点満点				

（2） 実施主体の適正性に関する評価

評価項目			評価基準点					
1	全体計画・スケジュールについて	事業完了まで、無理のない内容・スケジュールとなっているか。	非常に優秀（5）	優秀（4）	普通（3）	やや劣る（1）	劣る（0）	
2	業務遂行能力について	過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務を問題なく遂行できる能力（組織及び人員体制含む）が備わっていると認められるか。下請けに大きく依存する体制となっていないか。	非常に優秀（10）	優秀（8）	普通（6）	やや劣る（3）	劣る（0）	
3	事業費について	事業費の積算は妥当で、仕様書で求める提案内容に見合っているか。	非常に優秀（5）	優秀（4）	普通（3）	やや劣る（1）	劣る（0）	
4	SDGsへの取組について	「環境面の取組み」（1点）「社会面の取組み」（1点）「経済面の取組み」（1点）といったSDGsの三側面への取組みがなされているか。 ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」（1点）又は「ゴールドパートナー」（2点）に登録されているか。	非常に優秀（5）	優秀（4）	普通（3）	やや劣る（2）	劣る（1）	非常に劣る（0）
小　計			25点満点					